

不利益処分の処分基準

(整理番号：121406)

令和6年3月29日作成

1. 法令名・根拠条項	① 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 第15条（代行運転役務の提供の条件の説明） ② 国土交通省関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則 第7条（代行運転役務の提供の条件の説明）
2. 不利益処分の概要	条件説明義務違反に係る指示又は注意
3. 処分基準	<p>自動車運転代行業者は、利用者に代行運転役務を提供しようとするとき、利用者に対して規則（上記1②）第7条第1項各号に定める業者名、従事者の氏名、利用料金、利用者が支払うこととなるべき料金の概算額、約款の概要その他代行運転役務の提供の条件について説明し、その説明に従って提供しなければならない。</p> <p>この説明は、口頭及び書面の交付により行うこととされており、利用料金の概算額についての説明は口頭で足りる。</p> <p>また、利用者が運転代行役務の提供の条件を十分承知している（例えば常連客）場合、規則（上記1②）第7条第1項に定める各号の説明については、口頭又は書面の交付により行うことをもって足りる。</p> <p>ただし、利用者が常連客等のため口頭による説明であっても、必要な説明事項を省略したり、利用者側の理解（了解）が得られていないと認められるとき、あるいは書面での説明を求められたのに書面を交付できない（常備していない）ときは、その代行運転役務の提供の条件について適切な説明をしているとはいえず、違反行為となる。</p>
4. 処分を行う所属	地域振興部交通対策課
5. 本庁担当課、担当G	地域振興部交通対策課 交通安全スタッフ